

甲斐市景観審議会の記録

【平成27年度第1回審議会】

1. 景観審議会の概要

日時：平成27年4月22日（水）午後1時30分～3時

会場：甲斐市役所本館3階 大会議室

□次 第

1. 開会
2. 委員紹介
3. 会長あいさつ
4. 案件
(1) 景観形成基準不適合工作物の建築について
5. その他
6. 閉会

□配布資料

1. 次第、
2. 委員名簿
3. 甲斐市景観審議会への諮問について（写し）
4. 送電線鉄塔建替工事に伴う説明資料
5. 甲斐市景観計画（冊子）

□出席者（○は出席）

* 敬称略

1号委員

- 大山 勲
- 新津 健

2号委員

- ・大沢 博光
- 野口 賢司
- 立澤 眞一
- 須田 直人
- 間瀬 孝一

3号委員

- ・堀内 克一
- 西 東美
- ・古屋 園江
- 小林 富美子
- 石水 秀樹

4号委員

- 田中 克直（代 木村 匠）
- 長田 泉
- 鈴木 洋一（代 小林伸二）

◆事務局

- | | | |
|--------|----------|-------|
| ○建設産業部 | 部長 | 飯室 崇 |
| ○都市計画課 | 都市計画課長 | 輿石 春樹 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係 | 箭本 太 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係 | 志田さか江 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係 | 小林 智哉 |
| ○都市計画課 | まちづくり推進係 | 岡田 伸哉 |

◆事業者

- 東京電力(株)山梨支店甲府支社
- 荻野 興光
- 根津 哲也

□傍聴者数 5人

2. 発言要旨

○第1回審議会

1. 開会

2. 委員紹介

- ・事務局から、変更となった委員の紹介を行う。

3. 会長あいさつ

4. 案件

(1) 景観形成基準不適合工作物の建築について（説明：事務局）

○諮問書（写し）により、事業概要を説明。

- ・詳細な内容について、この後、事業者の東京電力㈱山梨支店から説明をしていただく。

(事業者)

- ・担当者自己紹介

○資料及びプロジェクターにより事業内容を説明。

- ・154kV甲信幹線は、建設後90年以上が経過し、経年劣化による不具合が発生しているため、建替えを計画している。
- ・届出対象設備は、甲信幹線No.403鉄塔48.9m、既存高さは27.9m、もう一基は甲信幹線No.420鉄塔43.2m、既存高さは32mとなっている。
- ・大正時代に建設してから90年以上が経過し、経年劣化による不具合が発生している。このような不具合が進行すると、電気設備技術基準の解釈第58条に規定する必要強度が確保できなくなる。
- ・No.403鉄塔の高さについては、既存鉄塔の高さが27.9m、建替え後の高さは48.9mになる予定。
- ・鉄塔の高さの考え方は、建築物の新築を考慮した地上高19mを確保した鉄塔の高さを計画。
- ・今回の建替え鉄塔については、既存の鉄塔を包み込む工法を計画しているため、この高さになる。
- ・電線の高さは6m以上を確保。植物との離隔距離は3.2m以上を確保。建造物との離隔距離は4.8m以上を確保。重機との離隔距離は4m以上を確保することとなる。
- ・建造物の新築を考慮した地上高は19mとなります。将来、鉄塔の位置が第1種・第2種低層住宅専用地域になった場合に、高さ制限10mを想定し、安全離隔距離4m、クレーンで資材を吊る時の吊りしろを加味し、住宅を造る際の造成工事を2mとして送電線の高さを決めた。
- ・公衆に対する危害の防止に関しては、大正時代に建てられた設備であり、当時の技術力での建設可能な高さのため、90年前と比べて道路・宅地等の開発が進んだことにより地域開発を阻害している状況にある。送電線下の開発工事等による感電災害、捕虫網使用等による公衆感電災害を防止するため、建造物や建設重機類との離隔距離を確保し、公衆に対する危害防止を図ります。
- ・最後に、鉄塔建替え時に配慮している内容ですが、周辺のお客様に極力ご迷惑を掛けないように既設送電線ルートでの既設弊社鉄塔用地を最大限活用することから、既設鉄塔を包み込む形で新設鉄塔を建設することを基本とする。
- ・資料2ページにある鉄塔鋼材の不具合ですが、大正時代の鋼材の精製の関係で不純物

が入り込んでいる部分に錆びが発生して表面が剥がれる状態が発生している。このような状態となると、電気設備技術基準による強度を確保することが出来なくなる。

- ・28年度においても甲斐市の中で建替えが済んでいない箇所を計画的に建替えさせていただきたい。
- ・現在の鉄塔（No.403）線下の部分は、ほとんどが果樹園であり、田園居住景観形成地域である。今回の建替えにより今後100年程は建替えの必要が無くなると思われる。

（会長）

- ・それでは、質問を受けたいと思います。

（副会長）

- ・No.403、No.420が位置する場所が景観ゾーン区分で言えばどこになるのか。

（会長）

- ・田園居住景観形成地域です。（資料3ページ）

（副会長）

- ・田園居住景観形成地域ですと建物を建てる時に高さが13m以下というような基準があったと思う。そうすると19m確保するというものが、そもそも当てはまってこない。そういうものを基準としてしまってもよいのか。

（会長）

- ・おそらく電線の垂れ下がるところがあって、建築をするときに重機を上げたりすると19mぐらい余裕が必要だということですね。

（事業者）

- ・高さ制限があるのは、第1種と第2種低層住居専用地域のみで基本的に10mという決めがある。
- ・この高さを参考に重機を使った場合の吊りしろや土地の造成高等を考えて19mという高さを決めた。

（委員）

- ・景観計画の中で、田園居住景観形成地域での建築物の規模が15m以下になっているが、15mまで建てられるということか。

（会長）

- ・都市計画上での制限はある。電線の下での制限はあるのか。

（事業者）

- ・建物との離隔関係については、資料8ページの三番目に建造物との離隔距離というものがある。
- ・建物の高さ10mに4.8mを加えた約15mが可能な範囲と考えている。
- ・これにクレーンを使用した場合の離隔距離4mを加えて19mとしている。

（会長）

- ・法令上4.8m以上を確保できないと建築はできないのか。

（事業者）

- ・基本的には4.8m以上を確保して建築するようお願いしている。
- ・送電線の線下については、地権者と個々に建築について契約をさせていただいている。

（会長）

- ・送電線の直下については、個別に契約をするのか。

（事業者）

- ・送電線の線下については、地権者と契約をさせていただいて上空を使用させていただいている。

(委員)

- ・地上権設定のようなものですね。

(事業者)

- ・はい、そうです。

(会長)

- ・現状10mが確保できないところでは、もっと低いものという逆のパターンも考えられるが、この地域は市街化調整区域でもなく、白地であり、都市計画区域内でも高さの制限を10mとしているため、これ以上の私権を制限していいのかという問題となる。

(委員)

- ・No.421の鉄塔は赤白で構造はパイプですよ。
- ・今度建替える鉄塔はパイプですか。

(事業者)

- ・No.421はパイプではなく、L型をした鋼材です。

(委員)

- ・No.420も同じような形になるのか。

(事業者)

- ・はい。同じになります。

(委員)

- ・色はどうなるのか。

(事業者)

- ・色はあまり目立たない「灰色」の様なものにしたいと考えている。
- ・No.421は高さが60mを超えていて、航空法の関係で赤白となっている。
- ・中央道の上空をヘリコプターが飛行するなど、航空路の関係で赤白になっている。

(会長)

- ・航空法で赤白に塗ったものは、点滅の照明を付けても赤白に塗らなければならないのか。何か条件によるのか。

(事業者)

- ・現在は、点滅灯を付ければ赤白に塗らなくてもよい場合もあるが、協議による。
- ・おそらく当時は赤白のみでよかったと考えられる。

(委員)

- ・今回、甲斐市を通過するので審議会にかけていただいたと思うが、他の市町村での審議会では何かあがった議題、問題点などはあったか。

(事業者)

- ・甲信幹線が北杜市、韮崎市、甲斐市、甲府市へ流れているが、今回建替えるを計画しているのは、北杜市、韮崎市、甲斐市である。
- ・審議会に参加させていただいているのは、甲斐市が初めてである。

(会長)

- ・No.403～No.420の間に16本くらいの鉄塔があると思うが、今後の建替え計画を教えてください。

(事業者)

- ・3ページに赤く塗ってある箇所でも来年度建替えを計画している。
- ・基本的には先ほどの考え方をもとに高さを決めさせていただいている。12基の鉄塔を撤去して、新たに8基を建てる形になる。

(会長)

- ・位置も変わってくるのか。

(事業者)

- ・多少は変わります。元々鉄塔間隔が200m、300mというところもある。
- ・出来るだけルートを変えないで計画したい。

(会長)

- ・今回初めてのケースであるが、ひとつは既に幹線経路としてあり、鉄塔が建っているところであるため、これをダメということも難しい。
- ・鉄塔の位置を少しずらすことが可能かとか、新たなルート計画が出た場合に重要な眺望点、例えば富士山が見えるようなところでちょうど真ん中を阻害するような場合には相談させていただくなどの議論がでてくると思う。

(副会長)

- ・会長がおっしゃったように既存のルートの中での建替えであるため、それほど大きな問題もないと思うが、建替えていく中で景観についても念頭においてほしい。
- ・今後の計画で埋蔵文化財包蔵地や史跡なども出てくることが考えられるため、事前調査をしっかりしてほしい。
- ・No.403は少し裾を広げようになっていたと思うが、そのような場合に文化財包蔵地であったら、教育委員会との協議が必要になる。

(事業者)

- ・今回の建替え箇所については、埋蔵文化財包蔵地ではない。

(委員)

- ・鉄塔の耐用年数をどれくらい見ているのか。
- ・今回の建替えは甲信幹線であるが、甲斐市の中で他の箇所での建替え計画はあるのか。
- ・鉄塔を高くした場合、下に住んでいる人やテレビ等への電磁波の影響はどうなるのか。

(事業者)

- ・耐用年数は、100年程度と記憶している。
- ・今年度はNo.403とNo.420の2基のみを建替える。来年度は先ほどの赤い部分を計画している。
- ・鉄塔を高くした場合の電磁波の影響だが、設備が上がるため人体やテレビへの影響は地上波への切り替えによりほとんど無いと思われる。

(委員)

- ・甲斐市には景観を売りにしている観光地も結構ある。
- ・地図にもあるが、サントリーやシャトレゼなど地図を用意し、山の紹介などをしていくところもある。
- ・展望台からの見たときに少しかかるような気がする。今でも写真を撮る際に、鉄塔の写りこまない位置を探すなどしている。
- ・今立っているものより高くなった場合の影響が心配。

(会長)

- ・主要な眺望点ということですね。

(事業者)

- ・サントリーから富士山側を見たときに赤白の鉄塔などは視野に入ると思うが、サントリーの位置が高い場所であるため、下には見えるが、富士山の高さまでは入らない。

(会長)

- ・シャトレゼのワイナリーですが、下の方になるのでアルプス方面を見たときに影響はないと思う。
- ・今後12基を8基にするときに、主要な眺望点の検討は必要だと思う。
- ・色は基本的には亜鉛メッキのうえに塗っていくということですか。

(事業者)

- ・亜鉛メッキの上に塗装をすると剥がれてしまうため、一度、リン酸処理をして塗色をします。

(会長)

- ・最初作ったときは銀色が目立つが、亜鉛メッキでも2年位すると落ちついた色になる。

(事業者)

- ・亜鉛メッキでも2、3年経つと酸化して落ち着いた色になるが、今回の甲信幹線については、少しでも長く持たせたいということから、リン酸処理を先にしたい。

(会長)

- ・それでは、審議に入りたいと思います。
- ・今回の案としては、既存のルート上にある鉄塔であるということと、色々な条件を考えると、100年前の鉄塔であることや既に周りの鉄塔も建替えられていること、地権者のことを考えての最低限の高さであるということ、また、人が集まる場所からの状況も写真で見ると見るような状況であることなどから、総合的に判断して特例として景観形成基準を超える内容であるが、審議会として認めるということではいかがでしょうか。

○意義なしの声

(副会長)

- ・甲斐市景観条例第18条、第19条の規定に該当するわけですね。
- ・この事業については今後も続けられて行き、この甲信幹線については、やむを得ないと認める前例となるわけですか。

(会長)

- ・28年度建替え予定の12基が8基になっていくということ、その位置が若干変更可能ということであれば、また審議が必要となる。

(副会長)

- ・あくまで今回の案件に対してということではいいか。

(会長)

- ・そうです。今回の2本の鉄塔については、認めるということとなる。
- ・今後も手続きはしていただくが、市と事前に指導・調整をしていただきたい。
- ・年度毎にまとめて審議という形でもよいと思う。

5. その他

(副会長)

- ・審議会の今後の開催予定が決まっているのか。
- ・審議案件が出た時のみの開催なのか。
- ・色々な場面での景観計画普及も必要だと思う。

(事務局)

- ・スタートしたばかりであるが、今後、景観重点地区の指定等についての審議案件が出てきた際には、ご協力願いたい。

6. 閉会